

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和4年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

V O L . 1 労働基準法・労働安全衛生法

1. 労働基準法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
264	◆政令で定める有害業務イ)の本文2行目 その後定期（ 3 月以内又は6月以内ごとに1回）に行わなければならない。	その後定期（6月以内ごとに1回）に行わなければならない。

VOL. 2 労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法

1. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
85	(1)の枠囲み1行目の下に追加	<u>原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業</u>
117	ここをチェック 最後の□2行目 令和3年3月31日をもって受付が終了し、～(後略)	令和4年3月31日をもって受付が終了し、～(後略)

2. 雇用保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
207	下から3段目の1行目	
208	(2)条文の2行目	
212	(5)の1段目の1行目	
255	Advanceの下から5行目	
274	Outlineの1行目	
275	(2)条文の3行目 令和4年3月31日	令和7年3月31日
312	1 国庫の負担 (法66条)	
313	<u>下記のとおり差替え</u>	【新旧対照表】、 <u>ちょっとアドバイス</u> を参照

【新旧対照表】

改正後	改正前
(国庫の負担)	(第66条)
1. 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、 <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合*1</u>	1) 国庫は、～(中略)～支給に要する費用の一部を負担する。 1. 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、 <u>当該求職者給付に要する費用の4分の1</u>

<p>2. 日雇労働求職者給付金については、<u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合</u> *2</p>	<p>2. 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の <u>3分の1</u></p> <p>3. ～5. (略)</p>
<p>第25条第1項の措置が決定された場合には、前条第1項第1号の規定にかかわらず、<u>国庫は、次に掲げる区分によって、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、～(後略)</u> *3</p>	<p>(第67条)</p> <p>第25条第1項の措置が決定された場合には、前条第1項第1号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の <u>3分の1</u> を負担する。この場合において、～(後略)</p>
<p>(国庫負担に関する暫定措置)</p> <p>1) 国庫は、<u>第66条第1項(同項第3号から第5号までに規定する費用に係る部分に限る、以下この項において同じ)の規定による国庫の負担については、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額を負担する。*</u>4</p>	<p>(附則第13条)</p> <p>1) 国庫は、<u>第66条第1項及び第67条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額を負担する。</u></p>

ちょっとアドバイス

*1*2*3 「国庫負担割合の適用区分」は、次のとおりである。

	日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	日雇労働求職者給付金	広域延長給付を受ける者に係る求職者給付
<p>イ) 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、<u>当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合</u></p>	<p>当該要する費用の <u>4分の1</u></p>	<p>当該要する費用の <u>3分の1</u></p>	<p>当該要する費用の <u>3分の1</u></p>
<p>ロ) イに掲げる場合以外の場合</p>	<p>当該要する費用の <u>40分の1</u></p>	<p>当該要する費用の <u>30分の1</u></p>	<p>当該要する費用の <u>30分の1</u></p>

*4 職業訓練受講給付金(第5号)の国庫負担については、原則の負担割合 (1/2)の10%水準(1/20) から、同55%水準へと引き上げられた(暫定措置が終了した)。

雇用継続給付(介護休業給付金に限る)(第3号)・育児休業給付(第4号)の国庫負担については、原則の負担割合 (1/8)の10%水準(1/80) とする 暫定措置は継続されることとなった。

◆誤記等訂正表

特になし

3. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
356	ここをチェックの1行目 令和3年4月1日から1年間 <u>表は下記のとおり差替え</u>	令和4年4月1日から1年間 【雇用保険率の改正】
412	Advance 令和3年 8.8% 2.5% 1.5%	令和4年 8.7% 2.4% 1.4% * 社会保険主要3法令も同じ

【雇用保険率の改正】

① 令和4年4月1日から同年9月30日までの期間（令和4年度前期）

	雇用保険率	うち失業等給付に係る率
一般の事業	1,000分の9.5	(1,000分の2)
農林水産業及び清酒製造業	1,000分の11.5	(1,000分の4)
建設業	1,000分の12.5	(1,000分の4)

② 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間（令和4年度後期）

	雇用保険率	うち失業等給付に係る率
一般の事業	1,000分の13.5	(1,000分の6)
農林水産業及び清酒製造業	1,000分の15.5	(1,000分の8)
建設業	1,000分の16.5	(1,000分の8)

◆誤記等訂正表

特になし

VOL. 3 国民年金法・厚生年金保険法

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
111	Advance 3 行目 令和 3 年度は <u>0.999</u> (前年度 : <u>1.003</u>)	令和 4 年度は <u>0.996</u> (前年度 : <u>0.999</u>)
117	②令和 3 年度の年金額 実際の支給額の列	下記【差替え①】
134	ちょっとアドバイス 令和 3 年度における保険料改定率は、 「 <u>0.977</u> 」である。 *具体的な 1 か月分の保険料額は、法定 額 17,000 円× <u>0.977</u> ≒ 「16, 610 円」と なる。	令和 4 年度における保険料改定率は、 「 <u>0.976</u> 」である。 *具体的な 1 か月分の保険料額は、法定 額 17,000 円× <u>0.976</u> ≒ 「16, <u>590</u> 円」と なる。

【差替え①】

実際の支給額
777,800 円
972,250 円
777,800 円
777,800 円
223,800 円
74,600 円
223,800 円

◆誤記等訂正表

特になし

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
275	ちょっとアドバイス 2 つ目の□を <u>追加</u>	□ <u>配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止する。</u>

339	ちょっとアドバイス 1つ目□ 「令和 3 年度名目手取り賃金変動率」 は、 0.999 である。	「令和 <u>4</u> 年度名目手取り賃金変動率」 は、 <u>0.996</u> である。
345	(2) 令和3年度年金額 実際の支給額の列	下記【差替え②】

【差替え②】

①定額部分の額	②加給年金額	③特別加算額	④その他の額
1,621 円	223,800 円	33,100 円	583,400 円
	223,800 円	66,000 円	1,166,800 円
	74,600 円	99,100 円	583,400 円
		132,100 円	
		165,100 円	

◆誤記等訂正表

特になし

VOL. 4 健康保険法・一般常識

1. 健康保険法

◆新旧対照表

頁	誤	正
163	下から2行目 1.80% 令和3年度	<u>1.64%</u> 令和 <u>4</u> 年度

◆誤記等訂正表

特になし

2. 社会一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
268	下から2行目 令和2年度及び令和3年度における後期 高齢者負担率は、100分の 11.41	令和 <u>4</u> 年度及び令和 <u>5</u> 年度における後期 高齢者負担率は、100分の <u>11.72</u>

◆誤記等訂正表

特になし

3. 労働一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし